

予防技術資格者の認定等に関する処理要綱

【沿革】 平23.3.28 西消局通達第11号
平26.12.25 西消局通達第6号 [第1次改正]

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成17年消防庁告示第13号(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件。以下「資格者告示」という。)に基づき、予防技術資格者の認定等について、必要な事項を定める。

(予防技術資格者の認定と区分)

第2条 消防長は、資格者告示第1条各号のいずれかの要件を満たす者を、次の各号の区分に従い、予防技術資格者として認定するものとする。

(1) 防火査察専門員

防火査察の区分に合格した者

(2) 消防用設備等専門員

消防用設備等の区分に合格した者

(3) 危険物専門員

危険物の区分に合格した者

2 署長又は課長(以下「所属長」という。)は、前項に規定する要件を満たしていると認められる場合、予防技術資格者認定申請書(様式第1号)により、消防長に申請するものとする。この場合、検定実施機関が発行する予防技術検定の合格を証する書類の写しを添付するものとする。

3 消防長は、前項の申請に基づき予防技術資格者の認定を行った場合、予防技術資格者認定証(様式第2号)を交付するとともに、予防技術資格者認定者名簿(様式第3号)に必要事項を記載するものとする。

(予防技術検定受検資格の証明)

第3条 所属長は、資格者告示第2条第1号又は第4号に該当する職員が、予防技術検定を受検しようとする場合、その者の求めに応じ実務経験証明書(様式第4号)を交付するものとする。

(予防技術資格者の配置)

第4条 所属長は、予防業務の質の向上のため、予防技術資格者の配置に努めなければならない。

(予防技術資格者の資質等)

第5条 予防技術資格者は、予防業務を円滑に処理するため、常に最新の法令

等に精通するとともに、火災の予防に関する高度な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(資格者の養成)

第6条 消防長は、予防業務に従事する職員の火災予防に関する知識及び技術の向上を図り、予防技術資格者の養成に努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に資格者告示第1条各号及び附則第4項各号の規定により認定を受けている者は、引き続き予防技術資格者の資格を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令達の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に認定を受けている者は、引き続き予防技術資格者の資格を有する。

年 月 日

消 防 局 長 殿

(所 属 長)

予防技術資格者認定申請書

下記の者は、資格者告示第1条各号に規定する要件を満たしていると認めるので、予防技術検定の合格を証する書類の写しを添えて認定申請します。

記

1 認定を受ける者

2 認定区分

- 防火査察専門員
- 消防用設備等専門員
- 危険物専門員

3 認定要件

- 資格者告示第1条第1号（検定合格日 年 月 日）※1
- 資格者告示第1条第2号（検定合格日 年 月 日）※2

4 予防経験年数

以 上

※1 資格者告示別表に定める講習の課程を修了した者で、予防技術検定に合格し、予防業務に通算して2年以上従事した経験を有する者

※2 予防業務に1年以上従事した経験を有する者で、予防技術検定に合格し、予防業務に通算して4年以上従事した経験を有する者

様式第3号

予防技術資格者認定者名簿

No.	氏名	防火査察専門員 認定年月日	消防用設備等専門員 認定年月日	危険物専門員 認定年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

実務経験証明書

氏名		年 月 日生
職務内容		
実務経験期	年 月 日から	年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	年 月 日	
事業所名		
証明者	役職	
	氏名	
	電話	